

滑川市健全な財政に関する条例(案)の概要

目的(第1条)

財政運営の指針及び基本的な原則を定めることにより、本市財政の健全化に資する

財政運営の指針(第2条)

- 財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、人口動向、経済状況等社会環境の変化に即した中長期的な財政の見通しの下に、財政を健全に運営する
- 地方自治法、地方財政法及びこの条例の目的に即した計画的な財政運営を行う
- 世代間の負担の公平性、財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等に合致しているかなどについての検討を十分行い、地方債を発行する

財政健全性の維持、向上、確保のための目標値

実質公債費比率

15%以下

(第10条)

財政調整基金残高

標準財政規模の15%超

(第9条第1項)

地方債残高

(臨時財政対策債等を除く)

標準財政規模の150%以下

(第11条)

財務に関する資料等財務情報の共有

財務書類4表
(第5条)

地方財政状況調査
(決算統計)(第7条)

実質公債費比率の
5か年推計(第6条)

中期財政計画(第18条)
歳入見込み、歳出計画額、地方債
残高、財政調整基金の見込み等

議会への報告と市民の皆様への公表